

数字で見る 向日市国保の財政状況



国保財政の過去5年間の年ごとの収支を見ると、昭和62年～平成元年までは毎年赤字で、平成2年度から一般会計から大幅に繰り入れを増やしたなどによって黒字になってきました。

しかし、62年以前からの累積赤字があり、平成3年度末では1500万円弱の赤字が残りました。この累積赤字も、ようやく平成4年度末にはなくなる見込みになっています。

向日市国保の財政状況 (単位:千円)

項目	年度				
	62	63	元	2	3
収					
国保料	693,624	771,903	821,968	829,976	855,834
国庫支出金	657,727	581,537	555,191	649,964	654,270
療養費交付金	199,779	266,594	235,911	213,114	242,260
入					
繰入金等	52,171	121,003	156,326	266,897	266,190
合計 A	1,603,301	1,741,037	1,769,396	1,959,951	2,018,554
支					
保険給付費	1,134,939	1,214,760	1,172,912	1,199,222	1,268,160
老健拠出金	481,069	511,863	513,541	509,497	519,763
その他	66,558	82,160	124,659	109,485	111,095
出					
合計 B	1,682,566	1,808,783	1,811,112	1,818,204	1,899,018
収支差引 A-B	△79,265	△67,746	△41,716	141,747	119,536

年度末累積赤字額(△)	62	63	元	2	3
	166,549	234,295	276,011	134,264	14,728



Aさんの場合

所得割

前年所得
3,000,000円 - 310,000円 =
2,690,000円 × 8.4% =
225,960円

資産割

固定資産税額
50,000円 × 7% =
3,500円

均等割 (3人家族)

20,100円 × 3人 =
60,300円

平等割

Aさんの1年間の保険料は
225,960円 + 3,500円 +
60,300円 + 23,700円 =
313,460円です。

向日市の 平成5年度保険料率

所得割	世帯の収入に応じて 所得 × 8.4%	応能割
資産割	世帯の資産に応じて 固定資産税額 × 7%	
均等割	世帯の加入者数に応じて 1人につき20,100円	応益割
平等割	一世帯にいくらかと計算する 23,700円	
1年間の保険料 (限度額47万円)		



窓口で支払う分(3割)は、病室や手術室での医療費です。国や府、市からの補助と加入者のみなさんが納めていた保険料でまかなう分(7割)は、国などの負担分と保険料でまかなう分(7割)です。残り3割(退職者医療制度は2割または3割)は、国や府、市からの補助と加入者のみなさんが納めていた保険料でまかなう分(7割)です。

国保制度のしくみ

このようになっていきます

昭和36年以降、国民皆保険のしくみがつくられ、国民健康保険は、この国民皆保険の中核となる医療保険と年金保険に加入し、それぞれ必要な給付が受けられるようになりまし。

従業者やその家族の人達で、職域単位の健康保険や共済組合などのいずれの制度にも加入していない人達です。国保に加入していれば、病気やケガをしたとき、保険証を出せば、病院などの窓口で支払うのは、かかった医療費の3割(退職者医療制度は2割または3割)だけです。残りの医療費は、国や府、市からの補助と加入者のみなさんが納めていた保険料でまかなう分(7割)です。

保険料はどのように決まるの

加入者のみなさんに納めていただく保険料は、どのようにして決められるのでしょうか。まず、その年の医療費を予測し、その額から加入者が病院などの窓口で支払う一部負担金と国の補助金を除いた分が保険料になります。そこで、この全体の保険料になるように、加入者の収入に応じて負担していただく率や、保険料の最高限度額などが決められます。

国保の保険料は、所得や資産など、その人の負担能力に測り、その額から加入者が病院などの窓口で支払う一部負担金と国の補助金を除いた分が保険料になります。そこで、この全体の保険料になるように、加入者の収入に応じて負担していただく率や、保険料の最高限度額などが決められます。



まかなわれていたのです。病気やケガをしたときに安心して治療が受けられるように、国民がならんかの医療保険に加入しなければならず、国保加入者にも、保険料を負担していただくわけにはなりません。「病気をしないから」という理由で、保険料を納めないでいると、一人の人のために他の加入者のみなさんの負担が重くなり、公平でなくなります。また、国保の財源の確保ができなくなり、国保制度は成り立たなくなります。保険料は、わたしたちの健康を守る大切な財源です。決められた日までにきちんと納めるようにしましょう。

保険料の収納状況 (単位:千円)

年度	調定額	収納額	未収納額	収納率(%)
62	709,097	666,749	42,348	94.03
63	790,279	745,704	44,575	94.36
元	837,480	791,842	45,638	94.55
2	845,400	801,215	44,185	94.77
3	882,194	828,026	54,168	93.86

4割～6割を軽減する計算方法で保険料を算出し、無理な負担がかからないようになっています。この軽減制度を受けるためには、所得の申告が必要です。税務署や市役所の税務課へ所得申告をされていない人は、保険年金課へ申告書を提出してください。

保険料は納期内に納めましょう



保険料は納期内に納めるようにしたいものです。なにがごとそうですが、義務あつての権利です。医療を受ける前に、きちんと保険料を納めることが大切です。保険料を納めない人がいると、その分他の人の負担が重くなってしまい、やがて保険制度が成り立たなくなります。

経済的にとても困難なのですが...
◎まず、保険年金課までご相談ください。分割納付など納付方法のご相談に応じます。また、場合によっては保険料の減免などの方法もあります。

保険料を長い間滞納すると...

- 保険証を返してもらうこともあります!
- 医療費が一旦全額自己負担になります!
- 保険給付が差し止めになります!

特別な事情がないのに、長い間保険料を滞納し、納付相談にも応じない世帯にはやむをえず上記のような措置をとることがあります。

